

環境保全に関連する補助・助成・融資制度等

平成 29 年 4 月 1 日現在

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額(率)	所管
市民	家庭に浄化槽を設置する。	長野市合併処理浄化槽設置事業補助金	◆公共下水道区域のうち平成 33 年度までに下水道が整備されない見込みの区域 ◆専用住宅または住宅部分が延べ床面積の 2 分の 1 以上の併用住宅 ◆別荘・事業所及び販売を目的とした住宅に設置する場合は対象外	<補助> ◆5 人槽：45 万円 ◆6～7 人槽：55 万円 ◆8～10 人槽：70 万円	環境政策課
	太陽光発電システムを住宅に設置する。	長野市太陽光発電システム普及促進事業補助金	◆市内にある自ら居住する住宅(店舗等併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置する者(市税に滞納が無いこと)	<補助> ◆1 kW 当たり 1 万 8,000 円 ※上記の出力の金額に対象システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額(限度額 8 万円、1,000 円未満切り捨て)	
	太陽熱利用システムを住宅に設置する。	長野市太陽熱利用システム普及促進事業補助金	◆市内にある自ら居住する住宅(店舗等併用住宅を含む)に太陽熱利用システムを設置する者(市税に滞納が無いこと)	<補助> ◆自然循環型(太陽熱温水器):1 件当たり 5 万円 ◆強制循環型(ソーラーシステム):1 件当たり 10 万円	
	家庭用燃料電池(エネファーム)を住宅に設置する。	長野市家庭用燃料電池システム普及促進事業補助金	◆市内にある自ら居住する住宅(店舗等併用住宅を含む)に家庭用燃料電池を設置する者(市税に滞納が無いこと) ◆電気・ガス使用量の情報を市に提供できる者	<補助> ◆1 件当たり 10 万円	
	家庭に生ごみ処理機器を設置する。	長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金	◆生ごみ自家処理機器またはそれに相当すると認める物の購入	<補助> ◆コンポスト容器・ぼかし容器:3,000 円以内/個 ◆電動(手動)生ごみ処理機:購入額の 1/2 以内(限度額:3 万円) ◆デイスパーザ(機械処理タイプ):購入額の 1/2	生活環境課

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額(率)	所管
				以内(限度額：3万円) ※いずれも100円未満切捨て	
市民	住宅に雨水貯留施設を設置する。	長野市雨水貯留施設助成金	◆屋根に降った雨を貯留する施設の購入費、自作用材料費 ◆下水道への接続により、不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するのに要する費用	<補助> ◆雨水貯留施設は購入経費の1/2 (限度額：1000以上5000未満が2万5,000円、5000以上が5万円) ◆浄化槽改造は改造費用の2/3 (限度額：10万円)	河川課
	ペレットストーブ、ペレットボイラーを住宅等に設置する。	長野市森のエネルギー推進事業	◆市内に居住または事業所を有する個人または事業者 ◆市税を滞納していない者	<補助> ◆ペレットストーブ・ボイラーの購入費等の1/2以内 (限度額：10万円)	森林整備課
	薪ストーブ(二次燃焼機能付き)、薪ボイラーを住宅等に設置する	薪ストーブ等導入補助事業(鬼無里地区におけるモデル事業)	◆鬼無里地区内に居住または事業所を有する個人または事業者 ◆市税を滞納していない者	<補助> ◆薪ストーブ・ボイラーの購入費等の1/2以内 (限度額：10万円)	
市民団体	景観形成市民団体として認定を受けた団体の活動に要する経費、景観の形成に関する協定の締結に要する経費、その他市長が良好な景観の形成に著しく寄与すると認める経費	長野市景観形成推進事業補助金	◆景観形成市民団体	<補助> 補助率：3分の2以内 補助限度額：20万円 補助する期間：通算5年に限り交付	都市政策課
農家	性フェロモン剤や天敵利用により、環境負荷の軽減を図る。	生物利用等環境保全型農業推進事業	◆性フェロモン受益戸数10戸以上、かつ設置面積30a以上	<補助> ◆認定事業費の1.25/10以内	農業政策課
	生分解性マルチの導入により環境負荷の軽減及び農作業の省力化を図る。	生分解性マルチ導入推進事業	◆受益戸数3戸以上	<補助> ◆認定事業費3/10以内	
	農業者が共同で家畜ふん尿処理や飼料作物の効率的な生産に必要な基盤整備又は畜産関連施設を設置する経費	畜産経営改善事業	◆受益戸数がおおむね3戸以上	<補助> ◆認定事業費の3/10以内	

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額(率)	所管
農家	畜産農家と耕種農家で連携した団体が家畜ふん尿処理に係る農業機械を共同で購入する経費	農業機械化補助金事業	◆受益戸数3戸以上かつ畜産農家と耕種農家が連携した団体	◆認定事業費の3/10以内	農業政策課
事業主	事業所内の緑化をする。	長野市事業所等緑化補助金	◆敷地1,000㎡以上の工場や事業所等を新設等する場合 ◆敷地3,000㎡以上の屋外駐車場等を新設等する場合 ◆敷地3,000㎡以上の土砂等の採取跡地の場合(長野市緑を豊かにする条例に従って行う場合)	<補助> ◆緑化事業に要した樹木の購入費(植付け手間、添え木代等は対象にならない)の1/2以内(限度額:20万円)	公園緑地課
	事業所で環境対策を講じる。	長野市中小企業振興資金融資制度(環境対策資金)	◆温室効果ガス排出量削減対策(太陽光発電設備の導入等)・土壌汚染対策・その他の環境対策を講じる方	<融資> ◆設備 限度額:1億円 返済期間10年以内(据置1年以内) 利率:年1.90% <融資> ◆運転 限度額:2,000万円 返済期間5年以内(据置1年以内) 利率:年1.90% <融資> ◆設備・運転併用 限度額:1億円 返済期間:設備10年以内 運転5年以内(据置1年以内) 利率:年1.90%	商工労働課
事業主	工場に公害防止施設を設置する。	長野市企業立地助成制度(公害防止施設設置事業)	◆工場を有する者が施設費300万円以上の公害防止施設を設置する場合	<助成> ◆事業費の20/100以内(限度額:年額1,000万円)	商工労働課
	工場内の緑化をする。	長野市企業立地助成制度(工場等緑化事業)	◆工場を有する者又は市等が分譲する産業団地に事業所を有する者が、工場等の敷地面積の10/100以上に樹木等を植栽する場合	<助成> ◆事業費の20/100以内(限度額:年額5,000万円)	

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額(率)	所管
	事業所に雨水貯留施設を設置する。	長野市雨水貯留施設助成金	<ul style="list-style-type: none"> ◆屋根に降った雨を貯留する施設の購入費、自作用材料費 ◆下水道への接続により、不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するのに要する費用 	<p><補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆雨水貯留施設は購入経費の1/2 (限度額：100ℓ以上 500ℓ未満が2万5,000円、500ℓ以上が5万円) ◆浄化槽改造は改造費用の2/3 (限度額：10万円) 	河川課